

琉球大学農学部附属亜熱帯フィールド科学教育研究センター使用内規
にかかる申し合わせ

(平成 21 年 12 月 16 日制定)

1. この申し合わせは、琉球大学農学部附属亜熱帯フィールド科学教育研究センター使用内規（平成 14 年 7 月 12 日制定：以下使用内規という。）第 3 条の許可事務に関し必要な申し合わせを定める。
2. 琉球大学農学部附属亜熱帯フィールド科学教育研究センター長は、その使用期間が 30 日以上の場合はセンター専任部会で協議することとする。
3. 使用内規第 3 条第 1 項第 1 号にかかる 1 人の使用申請者に対しての施設許可上限は次のとおりとする。
 - (1)施設にあつては、おおむね 250m² とする。
 - (2)圃場及び草地にあつては、おおむね 25 a とする。
 - (3)放牧地にあつては、おおむね 1 ha とする。

附 則

この申し合わせは平成 21 年 12 月 16 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 13 日）

この申し合わせは平成 22 年度から施行する。

【確認事項】

フィールド科学教育研究センター使用の順位

- 1.フィールド科学教育研究センター教員が授業，実習，研究に関する使用
- 2.フィールド科学教育研究センター運営に関する使用
- 3.農学部教員が授業，実習，研究に関する使用
- 4.琉球大学他学部教員が授業，実習，研究に関する使用